

適格請求書発行事業者登録番号について(インボイス制度)

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。適格請求書(インボイス)を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

「一般財団法人高崎市都市整備公社」では、適格請求書発行事業者の登録を行いましたので、以下のとおりお知らせいたします。

名 称	登 録 番 号	登 録 年 月 日
一般財団法人高崎市都市整備公社	T1070005002471	令和5年10月1日